

鏡野町国民健康保険病院、一般財団法人共愛会芳野病院 協議会

略称 K・Y協議会 会則

総 則

第一条(名称) 本協議会は鏡野町国民健康保険病院、一般財団法人共愛会芳野病院 協議会と称し、また略称としてK・Y協議会と称する。

第二条(目的) 地域住民のための地域医療構想ならびに地域包括ケアシステム構築を念頭に、上記両病院の連携強化を目的とする。

第三条(構成) 両病院、基本メンバーを各5名とし、必要に応じてオブザーバーを参加可能とする。

第四条(事務局) 本協議会の事務を処理するため事務局を設置し、一般財団法人共愛会芳野病院に置くこととする。

第五条(開催) 本協議会の定例会議は、第二条の目的を達成するために原則として3ヶ月に1回、第3火曜日、午後2時から1時間程度の開催とする。ただし、必要に応じ臨時会、部会あるいは委員会を設置、開催出来ることとする。また会場は両病院交互開催とする。

第六条(会費) 本協議会は、運営に伴う諸経費の為に会費の徴収が出来ることとする。細則は別に定める。

第七条(会議録) 本協議会の討議、決定事項は議事録に記録保管し、両病院確認の上、関連会議等で報告することができる。また可能な限り公開するものとする。

付 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。